

# 第1回 子ども・若者会議レポート

## 子どもの権利条例制定に向けて

問 こども未来課 ☎ 88-2635

### 子どもの 権利とは

世界中のすべての子どもが、心身ともに健康に、自分らしく育つため、子どもたちが持つ権利です。この子どもの権利の基本は、1989年11月の国連総会で採択された「子どもの権利条約」に定められています。

本市では、子どもの権利条約に加え、本市独自の内容を組み込んだ「子どもの権利条例」の制定に向けて取り組みを行っています。

12/27(月)開催

#### 会議の内容

講義

「子どもの権利ってなに?」

講師 野尻紀恵教授  
(日本福祉大学)

グループワーク+発表

「子どもの権利について  
話し合おう」

#### 子どもの権利は大きく分けて4つ



##### 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



##### 守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



##### 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



##### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

「子どもの権利」について自分たちで考えるため、市内の小中高生と特別支援学校の児童生徒約50人が公募で集まりました。

子どもの権利について、「あなた一人ひとりの気持ちや存在が一番の権利なんです」と話す講師の野尻教授は、「瀬戸市は、本気であなたたち子どもの意見を聞こうとしている。なので皆さんも本気で話し合いましょう」と伝え、グループワークがスタート。4~7人で机を囲み、「守るべき権利」などについてそれぞれ議論し、発表しました。



グループワークの様子(瀬戸旭看護学校体育館)

#### 子どもたちからの意見

権利が守られるためには、「相談する場所や人の充実」「いじめなどの発見への対策の整備」「権利の理解促進と周知」などが必要であるなど、さまざまな意見が出ました。

いじめをしている側も  
相談できる場所があるといい。

子どもの権利は、学校で子どもたちに  
広く伝えるのが必要だと思う。  
そして子供より、大人がよりよく知っているべき。

虐待やヤングケアラー\*を防止するため、  
国が子どもの安全を保障したり  
点検したりできる環境作りが大切

親が普段のちょっとした  
悩みを話せるカフェがあるといい。  
(カウンセリングはハードルが高い)



\*ヤングケアラー: 一般に、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている子どものこと